

マラッカのチャイニーズ・カピタンの系譜

日 比 野 丈 夫

A chronology of the Chinese kapitans of Malacca

by

Takeo HIBINO

I

オランダがジャバ島を占領して、バタビアに根拠をおいたのは1619年のことである。このとき総督クーン Jan Pieters Coen のもとに、当地の華僑をひきいてオランダの発展に協力させるべく、カピタンに任命されたのが So Bencon (Bing Kong) であった。その漢字名は『開吧歴代史記』のごときも蘇明公につくるが、1929年に墓石が発見された結果、蘇鳴崗であることが明らかにされている。カピタンとはいうまでもなくオランダ語の Kapitein で、漢字では甲必丹と書く。東インド会社の任命を受け、華僑社会の首領として相当の自治権限を与えられたものであった。蘇鳴崗は東南アジアのオランダ植民地における、最初のチャイニーズ・カピタンだったのである。

1641年オランダはポルトガルからマラッカを奪うと、バタビアにおける経験にならって、その地の華僑を統率させるためにチャイニーズ・カピタンをおいたといわれる。これについてもっともよく引用されるのは、オランダの東インド会社の委員 ショウテン Justus Schouten の1641年の報告書である (*JRASMB*, Vol. XVV, Pt. I, pp. 132-133)。それによれば、当時マラッカの華僑は商・工・農業者を含めて 300~400 人で、かれらは多く町の北部に住みノーチン Notchin という小商人がカピタンに任ぜられていた。ノーチンはおそらく漳州(福建)の出身者であろうと想像されるだけで、その漢字名も明らかでなく、またポルトガル時代からすでにカピタンになっていたのか、あるいはオランダの占領後はじめて任命されたのか、そういったことは全くわからない。マラッカの華僑の間では、鄭芳揚というものがオランダ統治後における最初のカピタンであって当地の華僑勢力の基礎を築いた人と信ぜられているのである。

マラッカのチャイニーズ・カピタンについて、実地調査によりはじめて系統的な記述をのこしたのは葉華芬師 (Rev. Yeh Hua Fen) であった。それは “The Chinese of Malacca” とし

て1936年 *Historical Guide of Malacca* (Published by the Malacca Historical Society) に発表され、のちシンガポールの *Annual of the China Society* (中国学会年刊) 1956年度分にも再録された。その後のマラッカのチャイニーズ・カピタンについて書かれたものは、ほとんどこの葉師の記述によっているのであって、新しい知見は加えられていないといってよい。Victor Purcell の *The Chinese in Malaya* (London, 1948), 張礼千の『馬六甲史』(新加坡1941) などをはじめ、1964年出版の C. S. Wong (黃存燦) の *A Gallery of Chinese Kapitans* (Singapore) のごときも同様である。中には葉師の意見が誤解されている点もあるが、それは師の実地調査そのものが不十分なことにもよると思う。1963年、1965年の両度にわたる調査の結果にもとづいて、それに補正を加えるとともに、新資料を紹介することが本稿の目的である。これについては、下記青雲亭の金星、禪道両師から非常なお世話になったことを銘記して感謝のしるしとする。

マラッカのチャイニーズ・カピタンの事務所は、今日も Temple Street にその偉容を誇る青雲亭 Cheng Hoon Teng であった。一般の華僑の間では観音亭の名で呼ばれているように、観音菩薩を本尊とする仏寺であるが、かつては華僑社会の役所であり法廷でもあったのである。またかれらの精神的慰安の中心であるとともに、共同利益を擁護するための実力団結の拠点であったといってもよい。1824年オランダの統治が終りを告げ、イギリスの支配がはじまるとカピタンの制度は廃止されたが、華僑社会の運営は引き続きこの青雲亭を中心に行なわれた。華僑社会の有力者が亭主 Teng Choo の名のもとに、内部統制と対外折衝にあたったのであって、かれらも一般には依然としてカピタンと呼ばれていたのである。いま青雲亭の本堂の背後に歴代のカピタンや亭主の神主(位牌)を安置した一角があるが、これは19世紀の中ごろ第2代の亭主薛仏記(あざなは文舟)のときに設けられたのである。亭主の制度は今世紀のはじめまであったが、現在では純然たる仏寺となって、福建出身の僧侶が住している。しかし、マラヤ最古の由緒ある寺院としていまに盛況を続けているばかりでなく、華僑の熱心な支持のもとに莫大な寺産を維持しているのである。

つぎに重要なのは、マラッカ市内の東北を占める Bukit China の中国人墓地である。華僑は鄭和がここに駐軍したという伝説と結びつけて三宝山と呼んでいるが、東につらなる Bukit Gedong, Bukit Tempurong とともに広大な地域を占める。この墓地の歴史が古く17世紀、中国明代の末にまでさかのぼることは、今日なお残っているいくつかの明代華僑の墓石がこれを証明する。もちろん歴代チャイニーズ・カピタンの墓もやはりここにあるわけであって、青雲亭とともにマラッカ華僑史の宝庫といってよい。明代の墓としてもっとも有名なのは、Bukit China 西麓の路傍に立つ黄氏夫妻のものである。墓石には頭部に皇明とあり、中央に顯考維弘黃公妣妣壽姐謝氏墓、向かって右に壬戌年仲冬穀旦、左に孝男黄子辰全立と刻されている。かたわらには1933年に青雲亭でこの墓を修理したときの記念碑があり、それには今をへだたることす

でに三百余年とみえる。すると当時の人は壬戌の年を明の天啓2年(1621)にあてていたと考えられるのであって、おそらく誤りはないであろう。いま一つ皇明の文字を刻した墓石が、Bukit China の西南面中腹にある。二つ並んだ同形の墓の向かって左側の墓石の頭部にこの2字がみえるのであるが、他の文字は右側の墓石のものともなになぜか故意に破壊されていて全く痕跡を止めない。これについて葉華芬師の記述には誤りがあるので、のちに訂正するであろう。

II

歴代カピタンの系譜や事跡を考えるうえに根本資料となるのは、青雲亭内に保存された神主(位牌)と Bukit China 墓地の墓石、それに若干の記念碑である。これら中心に伝説を参照して、年代を追いながら順次かれらの事跡を考証してみようと思う。

1. 鄭 芳 揚

この人はまえにものべたように、マラッカの華僑勢力の地盤をつくったと信ぜられ、青雲亭もかれが創建したと伝えられている。福建省漳州の出身で、今日のマラッカ川の西、Second Cross Street に居住する商人であったということのほか、くわしいことはわからない。葉華芬師によると、Bukit China に鄭カピタン夫妻の墓があるとしてつぎのようにのべている。それはオメガ型の墓域の中に並んだ二つの墓からなってい【て皇明の文字が刻してあ】る。右側のはその墓石によって主人公が鄭甲必丹 Tay Kapitan であること、左側のは甲必丹姫 Kapitan Nya すなわちカピタン夫人であることがわかる。この夫人はおそらく土着の女だったであろう。またこの墓石がとくに中国史家の興味をひくのは、中国においてさえ非常にめずらしい隆武帝の年号が刻されていることであるという。ここに葉師が鄭甲必丹夫妻の墓であるといっているものは、さきにあげた Bukit China 西南面中腹の墓に相違ないのであって、その墓石には皇明の2字以外になにも認められないことはすでに指摘した通りである。葉師の記述は、のちにのべる青雲亭内の神主の文字を混同した結果に違いない。

また葉師は引き続いて、つぎのようにいう。Tay Kap (Kap とは、華僑間で一般に用いられた Kapitan の略語である)は1677年にマラッカで死に、Pulan Besar に面した Bukit China の南斜面に葬られた。かれの墓はある期間忘れられ、多くの熱心な調査が行なわれたがわからなかったのである。ところが、ある友人たちと青雲亭当局ならびにマラッカの滎陽堂鄭公司の援助、とくに青雲亭にある祖先の位牌を開くことを許されたおかげで、1934年それに書かれた貴重な資料が確認されたのであった。この葉師のことばにみえる位牌についてはあとで詳しくのべるが、とにかく葉師はそれによって鄭甲必丹の歿年と墓の位置を確かめたとし、前記の皇明の2字を刻した二つの墓をその夫妻のものと認めたのであろう。

しかし、今日ではこの二つの墓は鄭甲必丹のものとは考えられていないのであって、葉師の

論文が発表された 1936 年の翌年、Bukit China の南斜面に新しく鄭甲必丹の墓が再建されたのであった。その墓石には頭部に文山、中央に顯考甲必丹明弘鄭公之墓、向かって左に龍飛歲次戊午季仲春吉旦立、右に孝男文玄奉祀とある。さらに下段には英壹千百參十七年 榮陽堂重修 民国廿六年丁丑立と刻した石がはめこまれている。榮陽堂とは葉師もあげている鄭公司のことで、鄭氏の同族会であり、鄭氏はもともと

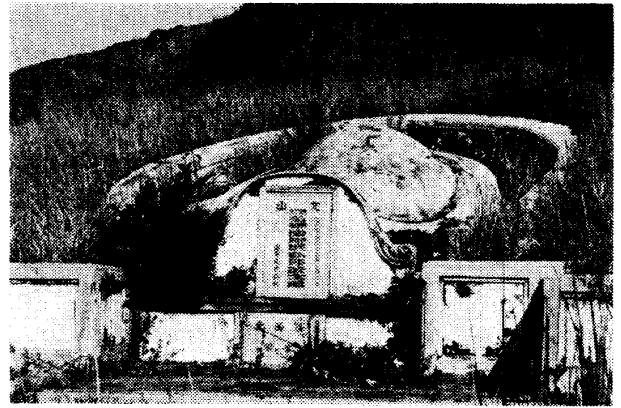


写真1 鄭甲必丹の墓

河南省の滎陽を發祥地としているところから名づけられたものである。その同族会がこの墓を重修したのであって刻石には榮となっているが、誤字であることというまでもない。墓石にみえる文山とは漳州龍溪縣の地名で、本人の故郷をあらわす。戊午の年は1678年で、死去の翌年である。この墓を立てた年や、鄭芳揚の一名を明弘といったことなどは青雲亭の神主にみえないが、榮陽堂には何か資料でもあったのであろうか。孝男文玄というのは、喪主の男子の名である。しかし、この墓の位置が古くから鄭甲必丹の墓の所在地と認められていたかどうかは疑問だと思う。葉華芬師もいっているように、前記の二つの墓が理由はともかくとして、葉師によって鄭甲必丹のものに比定されるまでは、その墓は長らくわからなかったからである。おそらく、この比定を不満とした滎陽堂関係者が、青雲亭にある神主に記された墓の位置などを参照して、ここに新しくつくったのではないかと思う。

それはともかく、このあたりが鄭氏一族の墓地だったことは誤りないであろう。というのは、この墓から少し上がったところに、鄭甲必丹の夫人の一人と認められるものの墓があるからである。墓石には、時壬戌年季春立、顯妣孺人維氏墓、孝男文玄奉祀とあり、壬戌は1682年にあたると考えられる。

青雲亭には19世紀の中ごろ亭主の薛仏記によってつくられた、4人のカピタンの立派な神主があり、その一つ鄭芳揚のものには、開基甲国 特授甲必丹諱芳揚鄭公祿位と刻されている。甲国とは馬六甲(マラッカ)のことで、この人がマラッカにおける華僑の地盤をはじめて築いたのを賞揚するため、この4字を上につけたのである。その神主は後部が箱になっていて、中に鄭氏関係の古い神主がいくつかおさめられている。このように歴代カピタン関係の神主を、それぞれ子孫の家から集めてここに安置したのは、薛仏記だといわれる。それらの神主はいずれも白木づくりで、表面に蓋をかぶせ小さい台の上に立てるようになっている。

まず鄭芳揚のものは、

大明 顯考芳揚鄭府君神主

不孝子玄奉祀 [以上蓋]

生于壬申年四月廿六日亥時

大明甲必丹鄭公啓基葬在三寶山坐亥向巳

卒於丁巳年五月初八日子時

とあり、生歿年月日と三宝山 (Bukit China) における風水によって定められた墓の位置を墨書する。その歿年を葉華芬師が1677年 (清康熙16年) としたのは正しく、これから逆算すると生年の壬申は1632年 (明崇禎5年) となる。おそらく46歳で死ぬまで、何年かにわたってカピタンの職にあったのであろう。

葉師が鄭甲必丹の歿年を1677年と定めたにもかかわらず、のち張礼千がその『馬六甲史』において干支を60年くりあげて1617年 (明万曆45年) とし、従って生年をも1572年 (明隆慶6年) として以来、これに従うものが少なくない。その理由はポルトガル統治時代にカピタンに任命された Tin Kap という華僑があったといわれ、この Tin は鄭の閩南音 Tay の誤りだとすれば、Tin Kap は鄭芳揚に比定すべきだということのである。この説は C.S. Wong の *A Gallery of Chinese Kapitans* (1964) でも受けつがれているが、のちにあげる鄭芳揚の父の年齢からみても全く成立しない。

つぎは鄭芳揚の一人の夫人の神主である。

顯妣孺人呂氏神主

不孝男文玄奉祀 [以上蓋]

生于吉年吉月吉日吉時

甲必丹嬭呂氏葬在三寶山坐甲向庚

卒于辛酉年十月十六日申時

甲必丹嬭 Kapitan Nya とはカピタンの夫人であり、辛酉は1681年 (康熙20年) にあたるが、生年は記されていない。この人は漢人風に呂氏と記されていても、土着のマラヤ人だったであろうと思われる。この呂氏と Bukit China に墓のある維氏とはどのような関係にあったのか、また文玄がどちらの生んだ子なのか、そのようなこともよくわからない。

つぎに鄭芳揚の父の神主は、

顯考貞淑鄭公府君神主

不肖男啓基奉祀 [以上蓋]

生於萬曆丙戌年二月初八日戌時

葬在麻六甲三寶井山殿下看城坐卯向西

卒於隆武戊子年閏三月初三未時

とある。鄭甲必丹は諱が啓基、あざなが芳揚だったことがわかる。万暦丙戌（14年）は1586年、隆武戊子（4年）は1648年である。隆武というのは明末1645年6月、福州に擁立された唐王の年号であるが、翌年8月、唐王（隆武帝）が汀州で捕虜となり、11月に殺されるとともに自然に消滅してしまった。しかし、芳揚の父鄭貞淑の故郷である漳州は、このわずかな間ながら隆武朝の治下にあったのである。鄭貞淑がはたして隆武朝の形勢に見切りをつけ、満州軍の進入を避けてマラッカに逃れたものか、あるいはすでにそれ以前から商人としてマラッカに根拠をおいていたかは明らかでない。いずれにしても、かれが福建出身者として故郷に成立した隆武朝に好感をもっていたのは明らかであって、その滅亡後もなおその年号を用いていたのである。

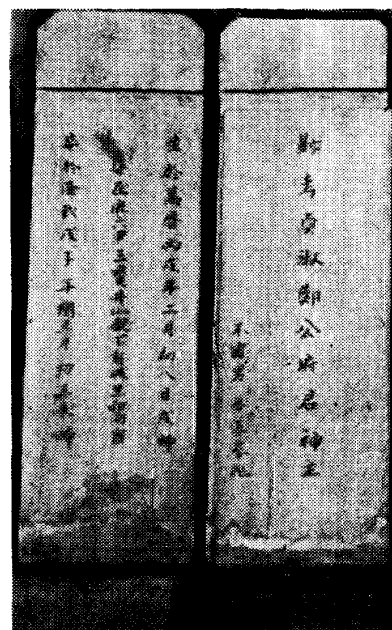


写真2 鄭甲必丹の父
鄭貞淑の神主
(向かって右は蓋)

なお、さきにあげた鄭芳揚の神主には、左右に別筆で、

妣吳氏諱尾娘生于萬曆丁亥年十一月念五吉時(右)
卒于雍正三年四月十三日亥時

右方下部に妣葬在とある。万暦丁亥（15年）は1587年であるから、年齢の点だけからいえば芳揚の父、貞淑の夫人としてふさわしい。もしそうであれば、この人は漢人で夫に従ってこの地にきたのであろう。しかし、歿年である雍正が雍正の誤りだとすれば、その3年は1725年で、135歳という常識では考えられない長寿をとげたことになるのである。かりにこの吳氏尾娘が鄭貞淑の夫人だったとしても、なぜこのような文字をその男子である芳揚の神主に書きこんだのか、その年齢とともに不可解な問題である。

さらに芳揚の子、文玄の神主ものこっているので、ついでながら紹介しておこう。

龍谿 考文賢鄭公神主

不孝男授孟奉祀 [以上蓋]

生於順治丙申年伍月初十日寅時

公諱賢葬在三寶井 山殿下看城内
王厝坐卯向西

卒於康熙庚午年伍月初九日巳時

龍谿とは鄭氏の出身地である福建省漳州の県名。文賢とは賢と玄は同音だから、文玄のことに相違ない。順治丙申（13年）は1656年、康熙庚午（29年）は1690年。墓の位置は祖父の貞淑と同じところである。生歿年ともに清朝の年号によっていて、順治13年といえばまだ南明の永明王は在世中であるが、マラッカ華僑はその永暦朝とは関係をもたなかった一つの証拠になると

思う。というのは、鄭成功はオランダ人を降服させて台湾を占領する1661年よりまえから、しきりに台湾をねらっていたのであって、オランダの鄭成功ら明の遺臣に対する警戒はすこぶる嚴重であった。オランダの支配下にあるマラッカの華僑は、鄭成功と、従ってまたかれが奉戴していた永曆朝と接触することをおそれ、むしろ清朝の年号を用いて表面上はオランダに協調する態度を示したものであろう。

2. 李 為 経

鄭芳揚のあとをついで、カピタンになったのは李為経である。青雲亭にある薛仏記によってつくられた神主には、継理宏基 特授甲必丹諱為経李公禄位と刻されている。継理宏基とは、すなわち前任者の鄭芳揚のあとをついで、さらに事業を拡張したという意味である。その中には、つぎの李為経夫妻の神主がおさめられている。李為経のものは、蓋には孝男肇城奉祀の文字がかろうじて読めるだけだが、中には、

生於萬歷肆拾貳年甲寅捌月初拾日辰時
父諱為経字宏綸號君常 行二
卒於康熙貳拾柒年戊辰柒月初壹日午時

とあり、下部には6行に分けて

葬三宝山之左」内坐丑癸向丁」未分金坐己丑」向乙未外坐癸」子向丁午分金」坐乙丑向辛未と風水説による墓の位置を示している。行二とは、この人が排行の第2、つまり男兄弟の第2番目という意味である。生年は万歴42年というとな1612年だから、前任者の鄭芳揚より20歳も年長である。康熙27年は1688年であって、おそらく鄭芳揚のあとをつぎ77歳の高齢で歿するまで第2代カピタンの任にあったのであろう。

夫人の神主は、

顯妣慈愼太孺人宋氏神主
孝男 正壕 奉祀 [以上蓋]
生于吉年吉月吉日吉時
諱行亨年
卒于戊寅年二月廿六日酉時

とあり、下部に李為経と同じ場所に合葬したと記す。正壕とは、いうまでもなく李為経のあとつぎの男子である。夫人は宋氏という漢人風の姓を称しているが、生年も年齢もわからないことからすると、現地生まれのマラヤ人だったかもしれない。正壕がその子であれば混血児ということになる。歿年の戊寅は、亡夫の墓に合葬したとあるので、李為経の歿した康熙27年以後に求めると1697年（康熙37年）である。

李為経夫妻の墓は、今日 Bukit China から道一つへだてた Bukit Tempurong の東にある。

墓地はよく整頓されていて墓石には、

考君常李公
域
妣孺人宋氏

とあるが、年月も喪主の名もみられない。
おそらくこの墓は当初のものではなく、後
世になって重建されたのであろう。

しかし、李為経について特筆すべきは今
日、青雲亭の中にこの人のりっぱな頌徳碑
が立っていることである。中央には、

甲必丹李公濟博懋勲頌徳碑

とあり、向かって右には4行に分けて、

公諱爲経。別號君常。銀同之驚江人也。因明季國祚滄桑。遂航海而南行。懸車此國。領袖澄
清。保障著勲。斯土是慶。撫綏寬慈。饑溺是競。捐金置地。澤及幽冥。休又有容。蕩又無
名。用勒片石。垂芳永々。

とあり、左には37人の氏名をあげそのあとに、

時龍飛乙丑年月日穀旦仝勒石

と刻す。

この龍飛乙丑という年について、葉華芬師は1685年（康熙24年）とし、張礼千の『馬六甲
史』、Victor Purcell の *The Chinese of Malaya* な
どみなこれに従っているのに対して、陳達は『南洋華
僑與閩越社会』（1938, pp. 289—290）にこれを1745年
（乾隆10年）にあてている。しかし、それが誤りである
ことはまえにあげた李為経の神主によって明らかである。
すなわち、この頌徳碑は当然、李為経の生存中に
立てられたものであるとすれば、乙丑は1685年をおい
てほかに考えられない。1685年（康熙24年）はその死
にさきだつ3年で、かれはなおカピタンの現職にあっ
たのである。

なお龍飛というのはいかなる意味か。陳達はうえの
著書の注（p. 290）に、これはマラッカの華僑がみず
からつくった年号であって、満州族の侵入から南洋に

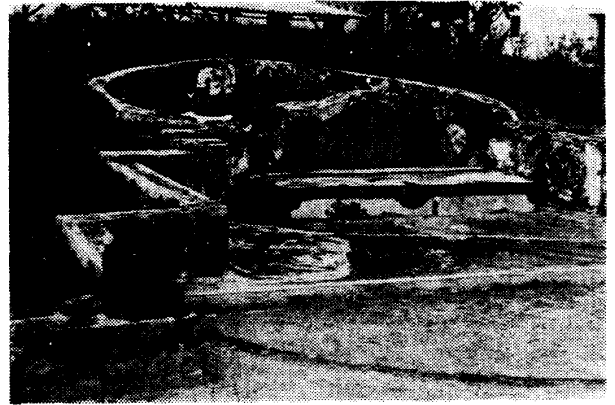


写真3 李甲必丹夫妻の墓

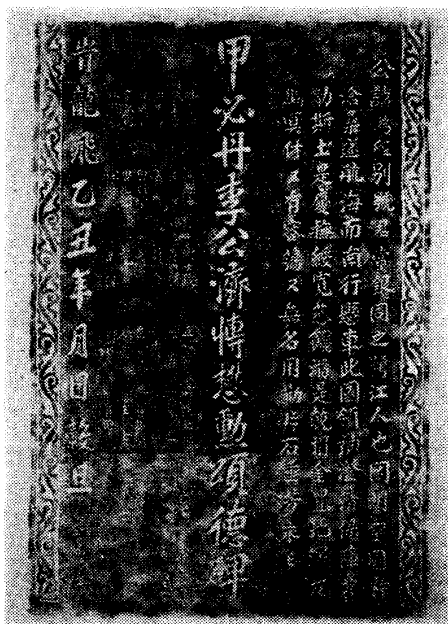


写真4 李甲必丹の頌徳碑(拓本)

のがれた華僑が、清朝の年号を用いるのをいさぎよしとしなかったからだといっている。Victor Purcell もこれに従ったが、張礼千の『馬六甲史』は年号と認めるべきではないとして、つぎのような説をたてた。明代では民間で年号のあとに龍飛の2字をつけて天啓龍飛甲子などといい、王朝の祥瑞の徴とした例があるから、清の年号をきらった明の遺民たちは、明の年号をとり去り慣用の龍飛だけを残して用いたのではないかという。おそらく張礼千の考えはあたっているであろう。たとえ年号ではないにしても、あえてこのような文字を用いたのは、清朝に対するひそかな抵抗を示したものであり、当時における南洋移民の一部の傾向を代表するものであった。

頌徳碑にもみえるように、李為経には君常のほか済博だの懋勲だの、いくつかの名があったようである。その本籍は銀同の鷺江とあるが、銀同とは福建省泉州同安県のこと。同安県城は東西が広く南北が狭くて、その形が銀錠に似ているというので銀城とよばれた。鷺江とは今日の厦門 Amoy の雅名で、当時は同安県に所属し、また別名を嘉禾、禾浦などともいったのである。同安県は古くから南洋華僑の出身地として知られ、バタビアの第1代のチャイニーズ・カピタンとなった蘇鳴崗も同安の人であった。李為経は明末の動乱を避けて南洋にのがれ、マラッカに根拠をおいて実力者となり、華僑の発展につくした。とくに後人から敬慕されるのは、「捐金置地、澤及幽冥」すなわち自費を投じて今日の Bukit China の地を買い、共同墓地として華僑団体に寄付したことである。この功績において李為経の名は不朽のものとなったが、事実マラッカの華僑社会の基礎はかれによって確立せられたのであろう。

また青雲亭には紫色の明朝の官服をきて椅子に坐った、等身に近い李為経の寿像がかかげられている。紙本で何度か補修を加えられたあとがあるが、おそらくかれの晩年の風貌を忠実に伝えたものであろう。歴代カピタンの画像としては、これが唯一のものである。その上部には、のちのカピタン曾有亮の賛がかかげられているが、それはこの画像ができてから相当の年月をへた李為経の死後に書かれたらしい。ちなみに C.S. Wong の *A Gallery of Chinese Kapitans* に出ているその画像は原画によったのではなく、それにもとづいて誰かがつくった油絵半身像の写真である。

3. 李 正 壕

李為経のあとをついだ第3代カピタンは、その子の李正壕であった。すでに李為経の夫人宋氏の神主に



写真5 李甲必丹の画像

も、名の出ていた人である。青雲亭にはその神主があつて、

顯考甲必丹仲堅李公神主



全奉祀 [以上蓋]

生於壬寅十一月十八日午時

考諱正壕字仲堅乳諱芳行二

卒於戊子葭月十六日亥時享年肆拾有柒

下部に「葬於三寶山崗」坐巳向亥兼巽乾」用辛巳辛亥分金とある。蓋に書かれた奉祀者2人の名は読むことができない。壬寅は1662年（康熙元年）、戊子は1708年（康熙47年）。李正壕のカピタン在任期間は明らかでないが、のちにのべるように死後数年まえにはすでに隠退していたようである。

19世紀の中ごろ、青雲亭主の薛仏記が歴代カピタンの神主を亭内に集め、その功績を顕揚したときにも、初めこの李正壕のことは人々の記憶から忘れられていた。亭内にある道光26年（1846年）の薛仏記の刻石にはつぎのようにみえる。この年、鄭芳揚、李為経2公の禄位を青雲亭内に安置してまつることとなったが、ある日の夢に覚るところがあり、姻戚の李義育官というものに聞くと、李為経のあとつぎであった次男の芳というものも、またカピタンに任ぜられたことがわかった。そこでこの人の神主をも青雲亭において、李為経に配享することにしたという。

4. 曾 其 禄

第4代のカピタンは、李為経の女婿にあたる曾其禄である。この人は李為経のあとを受けてさらに華僑の勢力をひろめ、青雲亭の増築や墓地の拡張に貢献した。青雲亭内の薛仏記によってつくられた神主に、仏光主照 大檀越主曾 諱其禄本命癸宮元辰星君とあるのもそのためである。その本来の神主はこの中におさめてなく、別に安置してあつて、それには、

故明 顯考避難義士伯中曾公神主

應菊
男 應我
應葵
應芸

全承重孫開祖奉祀 [以上蓋]

故 原籍福建銀同禾浦生於崇禎癸

未年拾月貳拾日寅時

公諱其禄字伯中行六神位

明 卯時享柒拾陸歳

避難麻六甲卒於戊戌年二月二十日

下部に、時歳次戊戌柒月初」捌日午時葬在三寶」井右邊尖筆蠟山坐」巳向亥分金兼選乾とある。曾其禄は本土の戦乱と満州族の支配をのがれてきた明朝の義士であることを、最後まで主

張しそれを誇りとしていたのであろう。崇禎癸未は16年で1643年だから、岳父の李為経よりは30歳の年下であった。戊戌は1718年、康熙57年である。

その夫人の神主は、

故明 顯妣孺人曾門李氏神主

應菊 應我 應葵 應芸
不孝男 全承重孫開祖等奉祀

〔以上蓋〕

生于辛酉年十一月十一日己丑時卒于

妣孺人諱成金神位行二

甲辰年閏四月初六日亥時享年六十有四歲

下部に時在次甲辰年」六月初二日午」時合葬于三寶井右邊尖」筆蠟山坐巳」向亥兼巽乾」分金とある。夫人の成金は李為経の第2女であり、辛酉は1661年（康熙元年）だから、正壕よりは1歳の年上となる。甲辰は1724年で雍正2年。亡夫曾其禄の墓に合葬されたのである。

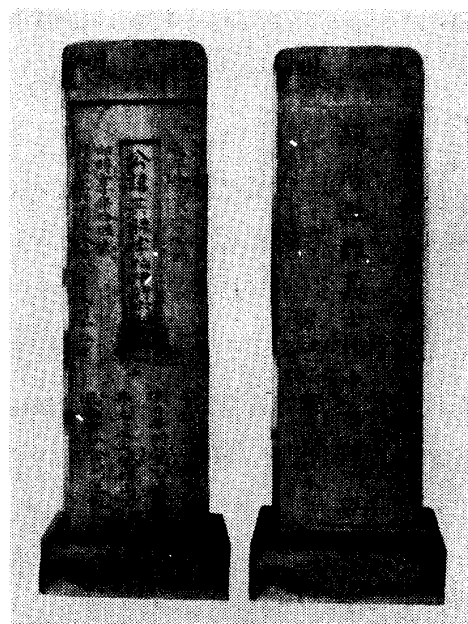


写真6 曾其禄の神主
(向かって右は蓋)

その墓は Bukit China の西麓平面に広大な地域を占めている。墓石には中央に禾浦壽域，向かって右に耀及曾公，左に淑恵李氏とある。禾浦とはまえにのべたように厦門のこと，耀及とは後述の頌徳碑によって曾其禄の号であることがわかる。

曾其禄にも「大功德主曾公頌祝碑」と題する頌徳碑があって、青雲亭の中に立っている。その文を節録すれば、

（曾）公諱其禄。號耀及。吾同之鷺島曾家灣人也。邑距島尚一水。余未熟悉公之生平。客自甲來者沐其恵。思垂永久。求所以文之。因具為余言。公少有大志。卓犖不群。遭滄桑。故避地甲邦。解紛息争。咸取平焉。以故華裔樂就之。遂秉甲政。章程規畫。動有成績。未易更。僕数請言其加恵我人者。我人之流寓於甲邦也。或善賈而囊空。則資之財。或務農而空罄。則勸之力。或賭博而忘反。則設禁為之防。或死喪而無依。則買山為之葬。至於甲。為西洋所經。舟楫往来。不苛其征。商旅説而出其塗。東西朔南暨矣。寧特吾鄉戚属為然哉。云々

文章はやや鄙であるが、撰者は賜進士吏部觀政年家眷弟陳大賓とあり、あとに28人の立石者の名を列している。その年は龍飛歲在丙戌臘月穀旦とあるので、1706年すなわち康熙45年であることは誤りない。撰者の陳大賓は同安県の人で、民国『同安縣志』（卷15選舉）康熙29年の進士の条に、

號敬庵。官山人。住銅魚館。安貧力学。澹於世味。未授官而卒。



写真7 曾其禄夫妻の墓

とある。この人がたまたまマラッカから帰郷した商人の依頼によって、この頌徳碑の文を書いたのである。

それには、曾其禄がオランダ側との折衝に努力したというようなことは記されていないが、困窮した商人や農民に対する援助、賭博の取締り、あるいは共同墓地の経営等、いちおう今日とも変わらない華僑団体の事業があげられている。当時すでにカピタンを中心に、マラッカでは福建人の、とくに厦門出身者の強い団結ができていたことが想像されよう。甲政というのは知六甲政事の略で、マラッカのチャイニーズ・カピタンのことである。碑文に衆望をになってついに甲政をとったとあることからすると、1706年以前、すなわち前任者の李正壕が死ぬ（1708）まえから、代わってカピタンに任ぜられていたことがわかる。曾其禄の青雲亭に対する貢献は今日の本堂を建立したことであって、軒下には「青雲古跡」という自筆の額がかかっている。向かって右には時乙酉歲仲秋穀旦、左には信士曾其禄立とある。乙酉とは1705年、頌徳碑の立てられた前年であって、この碑ができたのはかれによる青雲亭本堂の建立と無関係ではないであろう。

なお青雲亭には曾其禄夫妻の塑像が安置されている。明朝の官服を着け夫妻並んで椅子に腰かけた、高さ30センチばかりの小像であって、それほど晩年のものとは思われない。夫人は李為経のむすめ成金であろう。その母の宋氏はまえにもいったようにマラヤ人かもしれないとすれば、かの女は1歳年下の正壕とともに混血児だったわけである。しかし、この塑像からは、簡単にそうした判断を下すことはできない。曾其禄が右手にもつ便面には曾六官先生と記されているが、これは曾其禄の通称で、一般にはこの名で呼ばれていたようである。六とはかれが男兄弟の第6番目だったからであり、官とは福建人が男子の尊称として名のあとにつける字である。従って、福建人には名そのものに官の字をつけ、あるいはこれをあやまって習慣的に観の字を用いるものが少なくない。

ついでに青雲亭にある曾氏関係の神主二



写真8 曾其禄夫妻の像

つをあげておこう。その一つは曾其禄の夫人の一人と思われるもので、

故母 氏神主

男 ^{應我}_{應葵} 全祀 [以上蓋]

生於壬子年三月十八日子時

母諱意娘 行一

卒於甲戌年三月十五日申時

下部に、葬於三寶」山之後坐」申向寅兼」庚申分金とある。蓋の母と氏の間には、なんら文字を書いた痕跡が認められない。氏を記していないのは不可解だが、生年が明記されていることからすると、この人は漢人なのであろうか。生年の壬子は1572年（康熙11年）、卒年の甲戌は1754年（乾隆16年）と考えられるから、83歳の長寿をたもったわけである。

いま一つは曾其禄の末子應芸の神主で、

^{皇清} 故考仲植曾公之神主

孝男 ^{繼祖}_{英娘} 全奉祀 [以上蓋]

生於康熙癸未年正月廿八日未時

君名詔字仲植諱應芸行第五

卒於雍正辛亥年十二月廿四日寅時

下部に下葬在三寶井尖筆」蠟山本墳坐西向卯兼」庚申分金丁酉丁卯とある。尖筆蠟山本墳とは、父の曾其禄の墓をさすのであろう。曾其禄はみずから避難義士と称し、明朝に対する忠節を守り通した人であるのに、その死後13年をへた末子の時代になると、神主には皇清の字が明記されているのであって、時代の変転を如実にものがたるようである。

曾其禄が1718年に歿してからしばらく、約40年間はカピタンの系譜がとだえる。19世紀の中ごろ薛仏記が旧家から資料を集めたときにも、すでにこの間の事情はよくわからなかったに相違ない。葉華芬師は、曾其禄ののちにはそのむすこの一人がカピタンに任ぜられ、そののちはおそらくもう一人の曾があとをつぎ、陳（承陽）がそれを受けたといている。いったいマラッカの華僑の間には、むかし Tay（鄭）Kap, Li（李）Kap, Chan Lak Koa（曾六官）、Chua（蔡）Kap, Tan（陳）Kap という5人のカピタンがいたという伝えがあった。しかし葉師の調査によると、少なくとも合計11人のカピタンがいたはずだとして、上のような推定を下したのである。つまり、オランダ時代の第1代カピタンを Notchin とし、これに続いて鄭芳揚、李為経、李正壕、曾其禄があり、つぎに2人の曾をへて陳（承陽）、蔡士章、陳起厚、曾（Chan）Olim の11人とみたのであった。C. S. Wong のごときも全面的にこれを認めているが、それではなお不充分であり、順序にも誤りがあることをつぎに指摘するであろう。

5. 曾 憲 魁

青雲亭におかれたカピタンの神主のうち、曾其禄のについて古いのは曾憲魁のものである。それには

皇清 顯考甲必丹諡光輝曾公府君神位

男雲彤女葉娘全奉祀 〔以上蓋〕

生于雍正乙巳年九月廿一日卯時

父乳名照官諱憲魁諡光輝行第一

卒于乾隆乙酉年三月廿三日申時

下部に、 葬在鰲仔抵」山坐癸向丁兼」子午分金丙子丙午 とある。生年の 雍正乙巳（3年）は1725年、卒年の乾隆乙酉（30年）は1765年。曾其禄が歿したのは1718年だから、この人が葉華芬師のいう曾其禄の子でないのはいうまでもない。それでは、そのあとをついだというもう一人の曾にあたるのであろうか。葉師が曾其禄のあとに2人のカピタンがあると考えた根拠はよくわからないが、かりに曾憲魁が1754年に30歳でカピタンに任ぜられたとしても、曾其禄の歿年からは36年もへだたっているのである。その間には少なくとも2人のカピタンの存在を仮定しなければならないであろう。要するにこの40年ばかりが空白になるわけであるが、そのあとに曾憲魁というもののいたことには、従来何人も気付かなかったのである。

6. 陳 承 陽

曾其禄以来おそらく曾氏一族によって占められていたカピタンの地位は、曾憲魁が41歳の若さで歿すると陳氏に移った。陳承陽というカピタンには何ら事跡も伝えられておらず、青雲亭に神主もおかれていないが、Bukit China に墓がのこっている。山頂に近く南面したきわめて大規模な墓で、墓石には中央に霞滄の2字と顯考甲政承陽陳公寿域とあり、向かって右には時乾隆四十四年端月吉旦、左には男次房振徳三房振世長房孫明珠等全立石とある。さらに前方には石の門柱2基があり、五虎向歸朝福神（向かって右）、金獅振出挺旗鼓（左）と刻す。乾隆44年は1779年である。その生年はわからないが、曾憲魁が歿したのは1765年だから、おそらくそのあとを受けてカピタンに任ぜられたのであろう。霞滄とは鰲島、嘉禾と同じく厦門の別名で、霞陽ともいうようである。



写真9 陳 承 陽 の 墓

その次男の振徳の名は、宝山亭にある道

光11年の三宝山墓地復興捐金者牌にみえ、3男の振世は青雲亭にその自筆の額がかかっている。後者は「道濟生靈」の4字で、乾隆丙午（51年）小陽春穀旦、布政使司官科陳振世敬立とある。

7. 陳起厚

葉華芬師は陳承陽のつぎに、蔡士章がカピタンに任ぜられたようにいっているが、それは誤りである。もし陳承陽のつぎに別の誰かが任ぜられたのであれば、今日知られた資料では陳起厚をあてるべきであろう。その理由は、陳承陽が歿した（実は埋葬された）のが1779年で、それから7年をへた1786年に陳起厚がカピタンであった証拠があるからである。すなわち、青雲亭にはかれの自筆の「慧眼觀世」という額がかかっており、それに乾隆丙午年（51年、1786）小陽春穀旦、知六甲政事陳起厚立とある文字がこれを証明する。

青雲亭にはかの薛仏記によってつくられた神主があり、仏光主照、陞授甲必丹大檀樾主陳公台印起厚祿位とある。陳起厚もまたそのカピタン在任中に青雲亭の発展につくしたであろうことは、乾隆丙午（1786年）の額がいくつかかかっているのによっても想像せられる。陳起厚の本来の神主はやはり青雲亭に安置されていて、

顯考甲必丹大諡淳廉陳先生神主

孝男^{仰望}顯宗 孝女^{綏珠}選述 娘全奉祀 [以上蓋]

生於乾隆戊辰年九月初十巳時

公名疊諱起厚字德馨行次

卒於乾隆甲寅年十月廿五巳時

下部に葬在阿水」嚟々坐辛」向乙兼酉」卯分金丁」卯丁酉とある。甲必丹のつぎの太の字は、マラヤ語の toa または tua の音訳で、父老、領袖を意味する。つまりカピタンの意味をもう一度マラヤ語の音訳で重ねたわけで、このような語例は東南アジアに多い。乾隆戊辰（13年）は1748年、甲寅（59年）は1794年である。

また陳起厚の2人の夫人の神主もあって、その一つには、

待贈故母諡淑命陳門張氏之神位

孝男顯宗 孝女^{珠娘}綏娘^{述娘}全奉祀 [以上蓋]

生於乾隆乙亥年吉月吉日

張氏行第二享壽四十歲

卒於乾隆甲寅年六月十五日亥時

下部に葬在三寶井山武」吃吃啣内向坐丙」向壬兼丁巳丁亥」外向坐丙向壬寅」辛巳辛亥分金とある。乾隆乙亥（20年）は1755年、甲寅（59年）は1794年で、夫と同年に4カ月さきだって歿

している。いま一つのは、

待贈故母 諡 貞慎陳門葉氏之神主

孝男 ^{顯宗}圭海 ^{珠選}女 娘孫元捷全祀 [以上蓋]

生于乾隆丁丑年七月廿五日辰時

葉氏行一享寿六十歳

卒于嘉慶丙午年十月初四日巳時

下部に葬在三寶井山「辺阿逸囉黎」山坐庚向甲」兼甲寅」^{丙申}_{丙寅}分金とある。乾隆丁丑（22年）は1757年，嘉慶丙午（21年）は1816年にあたる。陳起厚の出身地は不明であるが，この夫人葉氏の喪主の一人に圭海という名のものがあることからすると，あるいは福建の海澄県かもしれない。というのは，圭海とはつぎのカピタン蔡士章のところでものべるように，海澄県の雅名だからである。

8. 蔡 士 章

陳起厚が歿したのは1794年であるが，のちにのべるように乾隆60年（1795）の碑に蔡士章がカピタンとあるのによると，あるいは陳起厚の歿するまえから，すでにそのあとをついでいたのかもしれない。青雲亭にあるその神主には、

顯考特授甲必丹諡篤平蔡府君神位

孝男 ^{浪明}倉山 ^{慈羨}女 娘全奉祀 [以上蓋]

生于乾隆十五年庚午十月十七日寅時

父諱 喬號士章字端甫享寿五十三行第三

卒于嘉慶七年壬戌七月初八日午時

下部に葬在三寶井阿」逸囉々山坐□」向艮兼甲寅辛」未辛丑分金とある。乾隆15年は1750年，嘉慶7年は1802年。夫人の神主には、

顯妣 諡淑慧蔡門曾太孀人之神主

男蔡 ^{滄明}滄山 ^{三房孫延齡} ^{慈羨}女 娘等全奉祀 [以上蓋]

生于乾隆乙酉年六月廿五日吉時

妣諱 喜娘行位長葬在地名亜逸黎々公司園内

卒于道光乙酉年六月廿二日酉時

下部に坐未向丑」兼坤艮」丁未」丁丑分金とある。乾隆乙酉（30年）は1765年，道光乙酉（5年）は1825年。墓は夫妻ともまだ発見されていない。

蔡士章については書くべきことが多いが、その遺業として有名なのは Bukit China すなわち三宝山の麓に宝山亭を立てたことと、青雲亭をほぼ今日の規模にまでととのえたことである。宝山亭は三宝山の無縁者の墓を祭るために立てられたもので、今日も三宝山の西南麓に一郭を占めている。門前に、かの鄭和が掘ったと伝えられる三宝井があるので名高い。ここにある乾隆60年(1795)の「建造祀壇功德碑記」によると、それより60余年まえから当地の華僑団体の共同事業として、毎年無縁墓の祭祀をおこなってきたが、その祀壇はきわめて貧弱なものだったので、蔡士章が首唱してこの寺を立て祀壇を設けたとみえる。そのあとに甲必丹蔡士章240大員、唐船主蔡棟官70大員、広東太学生胡德寿100員ほか信士41名とその捐金額をあげている。員とはオランダの円形銀貨。終りに澄邑丹嶼李宜纓撰文、乾隆六十年歲次乙卯桐月、開元寺僧昆山全募建 日立石とある。唐船主蔡棟官についてはあとでのべよう。

この碑と並んで嘉慶6年(1801)の碑が立っているが、それは蔡士章が1軒の家屋を買い、これを宝山亭に寄付して家賃を亭の維持費にすることを記したものである。それによれば、宝山亭は全マラッカの華僑の協力によって建立されたのだが、蔡士章が首唱したという功績を認め、その禄位を亭内に安置してくれることとなった。その記念として町の中に1軒の家を買い、永久にその家賃を毎年の祭祀費とし、残余を積み立てて修理費にしたいというのである。終りに圭海謝倉蔡士章立、嘉慶六年歲次辛酉季春とあるが、圭海とは福建省の海澄県のこと、謝倉とは同県内の地名であって、これによってその本籍がわかる。この碑文にみえる蔡士章の禄位は、いまも宝山亭の中央祀壇の向かって左に、別の壇を設けて安置してある。仏光主照特授甲必丹大檀越主蔡諱士章星君禄位とあり、青雲亭にある他のカピタンのものとだいたい同じ体裁である。蔡士章の寄付した不動産はどうなったか知らないが、宝山亭は今日では青雲亭が管理していて、清明節などに墓参者の休息する場所となっている。

蔡士章が青雲亭を修理したことについては、同亭内にある「重興青雲亭碑」に、建築がいちじるしく荒廃してきたので、カピタンの蔡士章が首唱し海関の諸同人らの協力を得て面目を一新することができたという。あとに海関公司開列芳名として甲必丹大蔡士章ほか7名、合計25人の捐金者姓名をかかげている。終りに時龍飛辛酉年月日信士邱華金敬撰、僧悦成とあるが、この龍飛が嘉慶6年(1801)であることはいうまでもなく、マラッカで行なわれたこの用例としてはもっとも新しいものである。海関公司とは、おそらくオランダ政庁の監督のもとに、出入港する中国船から関税を徴収していた組織であろう。その代表者がすなわち甲必丹大なのであって、これに任せられ



写真10 蔡士章の禄位

たものは華僑界の代表者としてその統制にあたりとともに、関税の徴収について政庁に対する責任を負っていたものと思われる。蔡士章につづく7名は海関公司を構成する幹部に相違なく、かれらの捐金額が記されていないのは、青雲亭の重修は公司によって計画され、その経費の大部分は会社がまかになったからではないだろうか。

そのあとに記されているのが海関公司に協力した人々とみるべく、つぎのように捐金額が明記されている。

厦門合成洋行題進來鵬交金壹百員 船主葉和觀捐金壹百員
葉底觀捐金參拾員 陳沛觀……各捐金貳拾員 張仏觀捐金
拾貳員 板主林桂觀捐金拾大員 曾壹觀……各捐金拾員

厦門合成洋行とは厦門屈指の貿易商で、道光『厦門志』(巻5)に、嘉慶元年にはなお洋行八家、大小商行三十余家とあるものの一つであろう。その合成洋行から進來鵬という船とその船主と考えられる蔡棟觀の名義で、壹百員を交付してきたというわけである。厦門の合成洋行はマラッカ貿易に力を入れ、同地の海関公司とはとくに密接な関係をもっていたのではないだろうか。蔡棟觀はまえにあげた、これより6年前の室山亭の「建造祀壇功德碑記」にも唐船主蔡棟官と記されている。唐船主とは中国本土からくる貿易船長のことで、蔡棟官(官は觀と通用)は厦門の合成洋行所属の船主として、マラッカとの間を専門に往来していた人に相違ない。つぎの船主葉和觀もどの洋行、商行に属するものかわからないが、やはり同様なものとみて誤りないであろう。板主とは乗組船員の管理統制をする役のようである。最近、今堀誠二教授(「マラッカ華僑のギルドマーチャント体制」『東方学』第35輯, 昭和43年1月)がこの碑文をとりあげて、海関公司はマラッカの華僑貿易業ギルドであるとし、厦門合成洋行以下すべてのものが海関公司の成員であるとされたが、やや見解をことにするのを付記しておく。

蔡士章のカピタン在任期間は確実にはわからない。しかし、青雲亭にその自筆の「靈山第一」という額があり、時大清嘉慶陸年歲次辛酉桐月穀旦、知六甲政事特授甲必丹大蔡士章敬立と明記されていることからすると、嘉慶6年(1801)はその歿した前年であるから、死にいたるまでカピタンの任にあったものとみてよいであろう。蔡士章の子孫については、C.S. Wongが前掲の書にかなり詳細な記述をしている。1810年 Raffles 夫妻が蔡カピタンのむすこ蔡滄浪



写真 11

蔡士章の重興青雲亭碑(拓本)

の所有地の中に住居をおいたこと、蔡滄浪はのちシンガポールに移ってりっぱな邸宅をかまえ、多くのイギリス商人を友だちとしたこと、1838年澳門 Macao で強盗に殺されたことなどである。また蔡士章の玄孫にあたる蔡緩娘女士（陳齊賢の夫人）はシンガポールにおける教育、慈善事業家として知られ、1941年マラッカで68歳で死んだが、このように蔡一族は今日にいたるまで、なお祖先の栄光を維持しつづけているという。

9. 曾 有 亮

蔡士章のあとカピタンに任ぜられたのは、曾有亮だったと考えられる。ヨーロッパにおこったフランス革命につづくナポレオン戦争時代、マラッカは2度もイギリスに占領された。第1回は1795～1801年で、チャイニーズ・カピタンは蔡士章の時代であった。第2回は1807～1818年であるが、この2回にわたる占領期間、イギリスはオランダの制度をそのまま保存していたようである。曾有亮がカピタンに任ぜられたのは、イギリスの第1回占領後、いったんオランダに返却されたときから、第2回の占領時代にかけてであった。曾有亮には神主も墓も発見されていないが、いくらかの遺物によってそれが想像されるのである。宝山亭にはこの人の書いた2面の額があって、一つは「慈悲普濟」嘉慶甲子桂月吉旦、特授甲政曾有亮立とあり、いま一つは「以承祭祀」嘉慶己巳花月穀旦、甲政曾有亮題とある。前者は1804年、後者は1809年。青雲亭にもやはり1809年の額があって、それには「觀世自在」時大清嘉慶拾肆年歲次己巳葭月穀旦、知六甲政事特授甲必丹大曾有亮敬立と書かれている。青雲亭にある、まえにものべた李為経の画像の賛もこの人の筆である。

イギリスのマラッカ支配が決定的になるのは、1824年に締結された英蘭条約の結果である。そのときまではたして曾有亮がカピタンの任にあったかどうかは、明らかでない。英領になると、まもなくカピタンの制度は廃止されるのであるが、最後のカピタンは、葉華芬師によると Chan Olim というものだったという。しかし、曾有亮を Chan Olim にあてるのは不適當のように思われる。というのは、おそらくイギリスの支配が成立するまえ、すなわち1825年3月以前にオランダから任ぜられたらしい一人のカピタンがあるからである。

10. 曾 世 芳

この人に関する資料は、ただ一つ青雲亭にかかげられた自筆の額だけで、「法界時春」の4字の左右に、道光歳次丙戌端月穀旦、知甲政曾世芳敬立とある。道光丙戌（6年）は1826年。曾有亮の場合もわからなかったが、曾世芳も中国の原籍は明らかでない。ともかく英領になる直前からカピタンに任ぜられ、やがて旧制度がはっきりと廃止されるとともに、その地位を自然に失ったものであろう。

III

カピタンの制度はなくなっても、マラッカの華僑はこれに代わるものを推挙し、やはり青雲

亭を中心にかれらの団結をつづけた。それが亭主（青雲亭の主）である。180年にわたるオランダ統治時代を通じて、チャイニーズ・カピタンのもとに統制されていた華僑社会は、現地政庁の手から離れても、かれらだけで自治が行なえる体制ができていたのである。青雲亭を根拠として行なわれた行政、司法の運営や、共通の経済的利益の擁護調整、あるいは公益互助事業などの実体も、しだいに広範囲にかつ実質的になったであろう。とくにオランダ時代末期のカピタン蔡士章に関しては、いろいろ具体的な事跡が知られるが、それは以前のものに比べて資料が豊富に残っているからである。蔡士章のときにはすでに華僑部隊が編成され、オランダ側を援助してマレー土侯と戦い最後の勝利をえたと伝えられるが、こうした事例は必ずしもこのときにはじまったものではあるまい。

マラッカの華僑は、歴代カピタンの本籍地からもみられるように福建、ことに泉州、漳州の出身者が主体で、貿易商業者が多かった。青雲亭を中心に成立したかれら福建出身者の団結も、やがて人口が増加するとともに、それぞれ出身地別にあるいは氏族別に、会館や祠堂を立てて分裂するようになった。しかし、マラッカにおいては歴史的な事情から、青雲亭がそれらを大きくまとめ上げる中核的存在であったことは、他の地域とは違っている。

カピタン制度が廃止され、はじめて華僑に推挙されて亭主になったのは梁美吉である。その最初の事業は道光11年（1831）における、三宝山墓地の復興だった。第2代の亭主は薛仏記（あざなは文舟）で、道光25年（1845）に青雲亭を重修し、鄭芳揚や李為経ら歴代カピタンの禄位をつくって一角に安置し、あるいはその子孫の家から神主を集めなどした。これはイギリスの領有後20年をへてようやく当地の事情も安定したが、それとともに旧オランダ時代の歴史が忘れられてきたので、資料を集め先人の遺業を顕彰しようという機運ができてきたからであろう。

薛仏記のつぎの陳金聲（あざなは巨川）は同治6年（1867）に青雲亭を重修し、三宝山のほかに新しく Bukit Jelotong 日落洞の中国人墓地を開いた。第4代の亭主となったのは陳金聲の長子明水（あざなは憲章）で、イギリス側が道路建設のため三宝山墓地を破壊しようとするのに対し、代替地を提供して工事を停止させ、あるいは中国人教育のためにはじめて豊順義学という学校を創立した。第5代亭主陳明岩（あざなは篤恭）は陳明水の弟で、光緒17年（1891）には宝山亭を、同20年（1894）には青雲亭を重修している。第6代亭主の陳若淮（あざなは敏政）は陳明岩の子で、別に副亭主として陳温源（あざなは恭甫）というものがあつた。今堀教授が指摘されているように、これ以前にも副亭主はときとしておかれていたとみるべきであろう。1915年この陳若淮の死を最後として、亭主は消滅した。

第1代の亭主梁美吉の本籍はよくわからないが、第2代の薛仏記（文舟）はかれがつくった多くの石刻のあとに漳郡浦邑と記しているごとく、福建省漳州漳浦県の出身であつた。第3代の陳金聲以下の陳氏一族もやはり漳州海澄県の出身である。4代にわたる亭主の地位を一家で

独占したことによってもわかるように、陳家の経済力には莫大なものがあった。シンガポールがイギリス領となると、いち早くそこに居を構えて同地の発展に貢献したのは、ほかならぬかれらであった。初期のシンガポール発展史に占めるかれらの役割はあまりにも大きい。いずれ他日、稿を改めてのべる機会があるであろう。

〔付記1〕 チャィニーズ・カピタンの調査には、オランダの古文書が重要資料となることはいうまでもない。しかし、今日では遺憾ながらまだその段階に達していないので、いちおう現地における漢文資料と遺跡の調査だけによって、その系譜をあとづけてみたのである。

〔付記2〕 C. S. Wong の *A Gallery of Chinese Kapitans* は1964年に出版されたが、その翌1965年には張清江による漢訳本が出た。出版所は同じくシンガポールの Ministry of Culture (国家語文局) である。今堀誠二教授の論文は、もっぱらこの漢訳本によっておられるようである。しかし、この漢訳本は人名などのローマ字音からの漢字復原にはずいぶん誤りが多いので注意しなければならない。例えば、カピタン李為経の後継者 Li Chiang Hou を李昌後 (実は李正壕) とし、カピタン蔡士章のむすこ Chua Chong Long を蔡昌龍 (実は蔡滄浪) とするがごときである。また蔡士章の玄孫にあたる Chua Wan Neo 女士を蔡賢娘としている。Wan の漢字を賢にあてるのは明らかに誤りであるから、いちおう緩の字をあてておいたが、あるいは歆、環などのほうがよいかもしれない。